

## 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

### 第 6 回 憲法と人権の限界 (3)

#### 5. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由（国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条）や労働基本権（国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条）に制限が課されている。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする（猿払事件最高裁判決（最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁））。
- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤務条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、(3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらす、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする（全農林警職法事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁））。
- ・ 通説によれば、公務員の人権制限の根拠は、憲法が公務員関係の存在と自律性を憲法秩序の構成要素として認めていることに求めている。

#### ○ 猿払事件最高裁判決（最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁）

北海道猿払村の鬼志別郵便局に勤務する郵政事務官（当時の郵便局の職員は、国家公務員であった）Y は、1967（昭和 42）年の衆議院議員選挙に際し、日本社会党（現在の民進党と社会民主党の前身）を支持する目的で同党公認候補者の選挙用ポスターを自ら掲示したり、掲示を依頼して配布したりした。この Y の行為が、国家公務員法 102 条 1 項及びそれに基づく人事院規則 14-7 第 5 項 3 号、6 項 13 号に違反するとして、国家公務員法 110 条 1 項 19 号に基づき、Y は起訴された。

第 1 審は、非管理者である現業公務員が、勤務時間外に国の施設を利用することなく、公正を害する意図を有さずに政治的行為を行う場合、その弊害は著しく小さいものであり、これに対する刑事罰は相当性を欠くとして、Y に無罪を言い渡した（旭川地判昭和 43 年 3 月 25 日判時 514 号 20 頁）。検察官は、控訴したが、控訴審でも棄却されたので（札幌高判昭和 44 年 6 月 24 日判時 560 号 30 頁）、さらに上告した（最高裁判所の判断は、前述のとおりで、原判決を破棄し、被告人を有罪とした）。

#### ○ 全農林警職法事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁）

農林省（現在の農林水産省の前身）の労働組合である全農林労働組合の幹部 Y らは、1958（昭和 33）年の警察官職務執行法の改正に反対する統一行動の一環として、同年 10 月 30 日から 11 月 2 日にかけて、組合の各県本部等に宛てて同年 11 月 5 日の正午出勤を指令し、同日午前中に開催される職場集会への参加を慫慂した。同日には、農林省玄関前にピケが張られ、組合員約 3,000 人が勤務時間内集会に参加した。Y らは、その行為が国家公務員法 98 条 5 項（昭和 40 年改正前のもの）の禁止する違法な争議のあおり行為に該当するとして、同法 110 条 1 項 17 号違反で起訴された。

第 1 審（東京地判昭和 38 年 4 月 19 日判時 338 号 8 頁）では無罪とされたが、控訴審（東京高判昭和 43 年 9 月 30 日判時 547 号 12 頁）では有罪となったので、Y らが上告した（最高裁判所の判断は、前述のとおりで、上告を棄却した）。

## 6. 刑事施設被収容者の人権

- ・ 刑事施設被収容者の人権は、長らく監獄法によって規制されていたが、2005・2006年以降、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律によって規制されることとなった。
- ・ 判例は、旧監獄法による凶書・新聞紙の閲読の制限（よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）、飲酒・喫煙の禁止（最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁）、信書の発受・接見の制限（最判平成6年10月27日判時1513号91頁）を合憲としている。
- ・ 通説は、刑事施設被収容者の人権制限の根拠を、在監関係とその自律性を憲法秩序の構成要素として認めていることに求めている。

## Quiz

Q6-1 次のアからオまでの記述のうち、全農林警職法事件判決（最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決・刑集27巻4号547頁）においてなされた公務員の争議行為の一律禁止を合憲とする判断に対する批判として、ふさわしくないものを組み合わせたものはどれか。

ア. 憲法第15条第2項の、公務員が国民全体の奉仕者である旨の規定は、主として、公務員が特定の政党、階級など国民の一部の利益に奉仕すべきものではないとする点に意義を有するものであって、使用者である国民全体、ないしは国民全体を代表し、又はそのために行動する政府諸機関に対する絶対的服従義務を公務員に課したものであるという解釈をすることはできない。

イ. 近代における福祉国家の発展に伴い、国や地方公共団体の行う事務が著しく拡大し、その大部分が一般福祉行政や公共的性質を有する経済活動となった今日においては、公務の内容、性質も極めて多岐多様であるとともに、その運営の障害が公共の利益に及ぼす影響もまた千差万別であって、そのうちには、公益的性質を有する私企業の業務の停廃による影響とその内容、性質においてほとんど区別がなく、むしろ、後者の方がその程度いかによっては、国民生活に対してより重大な支障をもたらすおそれのある場合すら存する。

ウ. 一般の私企業においては、その提供する製品又は役務に対する需給につき、市場からの圧力を受けざるを得ない関係上、争議行為に対しても、いわゆる市場の抑制力が働くことを必然とするのに反し、公務員の場合には、そのような市場の機能が作用する余地がない。

エ. 公務員については、憲法自体がその第73条第4号において「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること」は内閣の事務であると定め、その給与は法律により定められる給与準則に基づいてなされることを要し、これに基づかずにはいかなる金銭又は有価物も支給することはできないとされており（国家公務員法第63条第1項参照）、このように公務員の給与を始め、その他の勤務条件は、原則として、国民の代表者により構成される国会の制定した法律、予算によって定められることとなっている。

オ. 人事院勧告は、政府又は国会に対して何ら応諾義務を課するものではないから、政府又は国会に同勧告に応ずる措置を採らせるためには、法的強制以外の政治的又は社会的活動を必要とし、このような活動は、究極的には世論の支持、協力を要するものである。

1. ア、イ    2. イ、ウ    3. ウ、エ    4. エ、オ    5. オ、ア

(平成15年旧司法試験)

Q6-2 刑事施設の被収容者の人権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 刑事施設及びその管理態勢に関する現状を前提とした場合、火災が発生する危険性、火災発生時に被収容者が逃走するおそれ、喫煙中の通謀により罪証隠滅がされるおそれなどを考慮すると、未決拘禁者について喫煙の自由を一般に認めないのはやむを得ない措置というべきである。

イ. 未決拘禁者が刑事施設内で特定の新聞を私費により定期購読することを同施設の長が制限する場合、その態様の合憲性については、当該具体的な事情の下で、より制限的でない他の選び得る手段があるかどうかという基準によって判断されるべきである。

ウ. 受刑者が国会議員あての請願書の内容を記した手紙を新聞社に送付しようとする場合、刑事施設の長がこれを制限し得るのは、具体的な事情の下でそれを許可することが施設内の規律及び秩序の維持等の点において放置できない程度の障害が生ずる相当のいが然性があるときに限られる。

1. ア○ イ○ ウ○    2. ア○ イ○ ウ×    3. ア○ イ× ウ○  
4. ア× イ○ ウ○    5. ア○ イ× ウ×    6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○    8. ア× イ× ウ×

(平成22年司法試験)